

地方単独事業（ソフト）の新たな調査表等について

1. 歳出区分の考え方

（暫定的な歳出小区分）

- ① 地方公共団体の決算統計90表作成に当たっての決算情報バックデータをベースにまずは346の暫定的な歳出小区分に分類。

なお、暫定的に分類した346の歳出小区分のうち、192の区分については、平成23年度決算から実施している『「社会保障施策に要する経費」に関する調査』において把握している項目と同じものとしている。

（暫定的な歳出中区分・歳出大区分）

- ② 346の暫定的な歳出小区分を基に、40の歳出中区分、10の歳出大区分を暫定的に設定。

<論点>

- ・ 把握分析の目的と地方公共団体の事務負担（システム改修の対応を含む。）への配慮の必要性を踏まえ、暫定的な歳出小区分の346から、今後継続して把握し、公表対象とすべきものを抽出してはどうか。この場合において、その他の暫定的な歳出小区分については、「その他〇〇費」として統合することが考えられる。

2. 新たな歳出区分に関して調査する内容

（1）法令との関係等

事業実施に当たっての法令の根拠の有無等を把握するため、決算額と合わせて根拠法令を記載することとする。

（参考）「経済財政運営と改革の基本方針（平成30年6月15日閣議決定）」（抜粋）

「地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化する。」

<論点>

- ・ 法令の根拠以外に、何か付け加えるべき情報はるか。

(2) 調査において把握する性質別経費の内訳

地方単独事業（ソフト）の新たな調査表においても、性質別経費の内訳について、従来の決算統計90表を踏まえ把握を行うこととする。

<論点>

- ・ 例えば、「貸付金」等については「見える化」してはどうか。

3. その他

複数の歳出小区分に共通する事務費（需用費や備品購入費等）や施設管理費（物件費や光熱水費等）等について、今回の歳出区分設定作業に当たっては、具体的な歳出小区分に計上している場合や、「その他〇〇費」のような区分に計上している場合がある。新たな歳出区分による今後の調査に当たっては、これらの扱いを統一する必要がある。

<論点>

- ・ 扱いを統一する方法としては、以下のいずれが適当か。
 1. 各歳出小区分の決算額で按分（例えば、施設管理費については、各施設の床面積で按分する方法もあり得るか。）

この場合、各地方公共団体において、事務費や施設管理費等を按分する形で事業経費を管理する必要がある。
 2. それぞれの歳出中区分に、「その他〇〇費」のような区分を設定し、当該区分に計上。
 3. 当該共通事業経費が最も多く使われている事業が含まれている歳出小区分に片寄せして計上。